

## 鳥取県立総合療育センター換気・衛生設備保守点検業務仕様書

- 1 委託業務名 鳥取県立総合療育センター換気・衛生設備保守点検業務
- 2 委託業務の場所 鳥取県米子市上福原七丁目13番3号
- 3 委託業務概要 換気設備・衛生設備の保守点検、受水槽清掃、飲料水検査及び緊急時の点検を行う。
- 4 業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 委託機器及び内容 別紙1換気・衛生設備保守点検業務点検機器及び別紙2換気・衛生設備保守点検業務点検内容のとおり
- 6 一般共通事項
- (1) 諸法規の遵守
- 業務の実施に当たっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、同法施行規則（昭和46年厚生省令第2号）、水道法（昭和32年法律第177号）、同法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）、水質基準に関する省令及び委託業務に適用されるその他の関連法令を遵守すること。
- (2) 共通仕様
- この仕様書に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（平成30年版）」によること。
- (3) 工程表及び保守点検報告書
- ア 業務の実施前に工程表を1部作成し、発注者に提出し、その承諾を得た後業務を実施すること。
- イ 各月業務の実施後、20日以内に報告書を1部提出（業務内容により状況写真を添付）すること。
- ウ 発注者は提出された報告書により検査を行うこと。
- (4) 委託料の支払
- ア 委託料は月ごとに精算払とする。
- イ 受託者は、6(3)ウの完了検査に合格した後、業務を履行した月の請求書をセンターに提出する。その際、請求金額は本業務に係る各年度の委託料を12で除して得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合において、各月の請求金額の合計金額が本業務に係る各年度の委託料の額に満たない場合は、当該不足額を各年度の当初請求月に合わせて請求するものとする。
- ウ センターは正当な請求書を受理した日から起算して30日以内に請求に係る委託料を受託者に支払う。

(5) 再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
  - (ア)再委託の契約金額が再委託する年度の委託料の額の 50 パーセントを超える場合
  - (イ)再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
  - ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(6) 緊急時の対応

故障等による発注者からの緊急時対応依頼に対し、直ちに技術者を配置できる体制を整えておくこと。

(7) 消耗品、交換部品の負担

点検に伴い必要となる通常の消耗品は、受注者において負担し、常備しておくこと。また、交換部品については発注者の負担とする。

(8) 損失負担

業務の実施に伴い既成部分を汚損又は損傷した場合は、既成にならい補修すること。また、第三者に損害を及ぼした場合は、補償を行うこと。

(9) 疑義

業務の実施において疑義が生じた場合は、直ちに発注者と十分な打ち合わせを行い、その承諾を受けた後作業を行うこと。

(10) その他

業務の実施に当たっては、事故の起こらないように細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を発注者と十分協議した上、施設の運営に支障を生じないようにすること。

## 7 業務特記事項

(1) 一般事項

業務の実施に当たっては、事故の起こらないように細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を発注者と十分協議した上、施設の運営等に支障を生じないようにすること。

(2) 受水槽清掃点検

- ア 受注者は、作業従事者のうち建築物環境衛生管理技術者免状を有している者で講習を修了した者又は貯水槽清掃作業監督者の講習若しくは再講習を修了した者で修了した日から 6 年を経過しない者を、業務責任者として選任すること。

- イ 業務責任者は、業務の実施に先立ち、アの免状等の写しを提出すること。

(3) 給水水質検査

給水水質検査（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 4 条第 1 項第 3 号イに規定する 16 項目）を行い、検査報告書を提出すること。

(4) グリスフィルタ清掃

作業の実施に当たっては、ほこり等落ちないように養生を行うこと。

## 別紙1 換気・衛生設備保守点検業務点検機器

### 清掃等

鳥取県立総合療育センター

対象機器	項目	内容	回数	数量
換気設備				
1	全熱交換機	フィルタ清掃	年2回	128台
2	フィルタユニット(中性能+プレ)	フィルタ取替	年1回	1台
3	フィルタ 150×150	フィルタ清掃	年2回	2枚
4	フィルタ 200×200	フィルタ清掃	年2回	15枚
5	フィルタ 250×250	フィルタ清掃	年2回	1枚
6	フィルタ 350×350	フィルタ清掃	年2回	1枚
7	フィルタ 400×400	フィルタ清掃	年2回	1枚
8	フィルタ 800×600	フィルタ清掃	年2回	1枚
9	フィルタ 1000×800	フィルタ清掃	年2回	1枚
10	グリスフィルタ	フィルタ清掃	年6回	3個
11	スチームフィルタ	フィルタ清掃	年2回	3個
12	吸排気口	防虫網清掃	年1回	423個
13	電気ヒーター	フィルタ清掃	年2回	2台
14	厨房給気用チャンバー内フィルタ	フィルタ清掃	年6回	5枚
衛生設備				
1	受水槽 41.5 m <sup>3</sup> FRP	清掃点検	年1回	1基
2	給水水質検査		年2回	1式

### 保守点検

	項目	内容	回数	数量
換気設備				
1	全熱交換機	保守点検	年1回	128台
2	HEPAユニット 進和テック S-F-17	保守点検	年1回	2台
3	フィルタユニット(中性能+プレ)	保守点検	年1回	1台
4	給排気ファン	保守点検	年1回	39台
5	エアーシャワー 日立 PCJ-83SC1	保守点検	年1回	1台
6	電気ヒーター	保守点検	年1回	2台
衛生設備				
1	給水ポンプユニット	保守点検	年1回	2台
2	給湯循環ポンプ	保守点検	年1回	4台
3	オイルキープポンプ	保守点検	年1回	3台
4	井戸ポンプ	保守点検	年1回	5台
5	湧水ポンプ	保守点検	年1回	12台
6	温水ヒーター	保守点検	年1回	2台

## 別紙2 換気・衛生設備保守点検業務点検内容

内容、方法は次のとおりとし、設備に異常が発生しないよう点検を実施する。

鳥取県立総合療育センター

### 1 全熱交換機点検

点検項目	点検方法	判定基準
機器外観	目視	異常なきこと
設置状況	目視	異常なきこと
機器運転音	聴取	異常なきこと
リモコン確認	リモコンによる本体動作確認	正常に動作すること

※その他の項目は測定による

### 2 衛生設備点検

点検項目	点検方法	点検内容
(給水加圧ポンプ)		
外観	目視	異常なきこと
運転音	聴取	異常なきこと
(給湯ポンプ)		
外観	目視	異常なきこと
運転音	聴取	異常なきこと
(オイルギアポンプ)		
配管類	目視	異常なきこと
外観	目視	異常なきこと
運転音	聴取	異常なきこと
(井戸ポンプ)		
外観	目視	異常なきこと
運転音	聴取	異常なきこと
(湧水ポンプ)		
フロート動作	目視	異常なきこと
外観	目視	異常なきこと
運転音	聴取	異常なきこと
溜升水位	測定	水位確認

※その他の項目は測定による

### 3 給排気ファン点検

点検項目	点検方法	点検内容
運転音	聴取	異常なきこと
機器外観	目視	異常なきこと
取付状態	目視	異常なきこと

※その他の項目は測定による